

藤沢市江の島岩屋条例の一部改正について
藤沢市江の島岩屋条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市江の島岩屋条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島岩屋条例（平成5年藤沢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「写真撮影会」を「営業の目的で写真撮影会」に改め、同項第3号中「中継放映」を「営業の目的で中継放映」に改める。

別表第1中「

こども	おとな
-----	-----

」を「

小学生	一般
-----	----

」に改め、同表備考1中「こども」を「小学生」に、「

、

 中学校又は中等教育学校の前期課程」を「又は特別支援学校の小学部」に改める。

別表第2中「

写真撮影会を催すこと。	1日	6,000円
中継放送、録画撮影等を行うこと。		10,000円

」を

「

営業目的で写真撮影会を催すこと。	1日	10,000円
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものに限る。）をすること。		20,000円
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものを除く。）をすること。		4時間まで20,000円。以後1時間までごとに5,000円を加算した額

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島岩屋の入洞料及び営業目的の使用料について、観光施設間の均衡及び価格適正化の観点から見直した結果、入洞料における「こども」の範囲を藤沢市江の島サムエル・コッキング苑と同等のものとし、及び営業目的の使用料を改めるため、所要の改正をする必要による。